

徳島県感染症予防計画の改定（案）について（ご報告）

令和5年度第2回 徳島県医療審議会	資料 4
令和5年11月20日	

徳島県感染症予防計画について

- 感染症法に基づき都道府県が策定する計画（本県は平成12年度に策定）
- 計画の策定や改定に当たっては、国が定める基本指針に即することとされている

今回の改正について

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、感染症法が改正（令和4年12月成立）
- 法改正に伴い、計画の記載事項と、基本指針の両方が大幅に拡充されたことから、今回改定を行うもの
- 感染症法において、計画の策定や改定の際には「連携協議会」において協議を行うことが必要とされており、本県も「徳島県感染症対策連携協議会」において、これまでに2度、御意見を頂いたところ

主な改定内容

- 次の感染症に対する平時からの備えを推進するため、医療提供体制の整備等に係る数値目標を新設
 - ・病床　・発熱外来　・自宅療養者等への医療の提供　・後方支援　・医療人材派遣
 - ・个人防护具の備蓄　・検査体制　・宿泊療養体制　・人材の養成（研修・訓練）　・保健所体制（IHEAT確保）
- 保健・医療提供体制等について、記載事項を充実
 - ・患者の移送　・宿泊療養施設の確保　・外出自粛対象者への医療の提供　等

医療計画との関係について

- 医療法及び感染症法において、医療計画及び予防計画の策定や変更に当たっては、計画間の整合性の確保を図らなければならないとされている
- このため、数値目標をはじめとする全体的な内容について、共通化を図っているところ